

## 保留地の抵当権設定に係る申告について

日頃より、島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業及び上河原崎・中西特定土地区画整理事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当該事業地内における保留地については、土地区画整理法第 85 条において、権利の移転、変更または消滅があった場合には、施行者である茨城県へ申告または届出を行うこととなっております。

しかし、ハウスメーカー等から個人に売買された保留地について、保留地の購入者が権利の申告を行っていないにもかかわらず、金融機関から抵当権設定に係る申告がされる事例が多数ございました。

このような状況を鑑みて、令和 7 年 10 月 1 日(水)より、金融機関からの抵当権設定に係る申告につきましては、保留地購入者からの権利の申告後に受理させていただきます。